

## 申立の趣旨

北海道恵庭市新町 30 番地 3 所在の「恵庭市障がい者総合相談支援センターe-ふらっと」に臨み、同所が保管する下記物件につき提示命令及び検証を求める。

## 記

「恵庭市障がい者総合相談支援センターe-ふらっと」が保有する2016（平成28）年7月から2022（令和4）年8月11日までの下記資料（電磁的記録を含む）

- 1 ■■■■牧場又は同牧場で働く知的障害者の問題に関し、相手方及び「e-ふらっと」との間で行われた連絡、協議、及び対応経過等を記録した資料
- 2 申立人の■■■■牧場における生活状況の調査の経緯、調査結果、及び支援経過等に関する記録、その他申立人の支援について作成された記録

## 申立の理由

## 第1 証明すべき事実

相手方は、遅くとも2017（平成29）年2月末までに北海道に対して、■■■■牧場における使用者虐待の事実を通知すべき義務（障害者虐待防止法23条）があったにも拘わらず、これを怠り一切通報を行わなかったことにより、申立人に経済的及び精神的損害を与えたこと。

## 第2 保全の理由

## 1 当事者

- (1) 申立人は、■■■■生まれ（現在■■■■歳）の男性である。

申立人は、知的障害により療育手帳B判定を受け、遅くとも2012（平成24）年8月から障害基礎年金1級10号を取

得し、障害年金の支給を受けている者である（疎甲1号証）。

同人は、もなみ学園を千歳市内の牧場で1979（昭和54）年ころから約24年間住み込みで働いた後、2001（平成13）年ころから、2022（令和4）年8月11日までの約21年間、申立外■■■■■らが経営する■■■■■牧場で住み込み稼働していた。

(2) 相手方は、地方公共団体である。

(3) 文書の所持者は、社会福祉法人恵庭光風会が運営する事業所である。恵庭市から障害者相談支援事業（障害者総合支援法第77条1項3号）の委託を受けて障害者及び障害児に対する一般相談を行うとともに障害者福祉サービスの利用計画の作成などの業務を行っている。

## 2 ■■■■牧場における障害者虐待

(1) ■■■■牧場について

ア ■■■■牧場は、亡■■■■■（以下、「亡■■■■■」という）及び申立外■■■■■（以下、「申立外■■■■■」という）夫婦、及び長男の申立外■■■■■（以下、「申立外■■■■■」という）が恵庭市内において農業と酪農を経営していた牧場である。なお、法人化はされていない。

同牧場は、複数の知的障害者を住み込みで雇用し、長年経営されていたが、2016（平成28）年頃、酪農部門が経営破綻した。

酪農部門破綻後、申立外■■■■■は働きに出るようになったが、亡■■■■■及び申立外■■■■■によって農業部門の経営を続けていた。

亡■■■■■は、恵庭市議会議員（議長経験もある）でもあったが、2020（令和2）年2月28日に死亡した。

イ 協力牧場の取り組み

遅くとも昭和48年以降、知的障害児の入所施設の退所年齢となり、行き場のなくなった知的障害者の移行先として、住み込みで食事と仕事を行う取り組みが行われており、恵庭市内にも複数

の受け入れ牧場があった。

■牧場も知的障害者の受け入れを行っている牧場の一つであり、遅くとも昭和 48 年頃から知的障害者を住み込みで労働させるようになった。

ウ ■牧場には、申立人の他にも申立外■(以下、「申立外■」)という)及び申立外■(以下、「申立外■」)という)が住み込みで働いていた。いずれも知的障害を有する者である。

(2) ■牧場における劣悪な生活環境 (疎甲 2 号証～疎甲 5 号証)

ア 申立人は、■牧場で住み込み稼働している期間中すべて、■牧場の敷地内に置かれたプレハブ小屋で居住していた。

申立外■は平屋の小屋に居住しており、申立外■は、その隣にある 2 階建てのプレハブ小屋の 2 階部分、申立人は 1 階部分で生活していた。

イ 各小屋に電気は通っており、明かりを付けることはできたが、トイレは申立外■の小屋にある 1 つだけであり、それを共同で利用していた。

申立人の部屋に暖房はなかった。

さらに、どの部屋にも水道はなく、洗顔などには豚舎の隣の「処理室」の水道を使っていた。

申立人は、飲用の目的で豚舎の水道からペットボトルに水を汲み、プレハブ内に置いていたが、使用していたペットボトルにはボウフラが湧くほど不衛生な状態であった。

また、特別な外出がある場合などに、亡■等から母屋の浴室で入浴するよう指示があったときのみ入浴し、普段は身体をタオルで拭く程度であった。

ウ 申立人に対する健康管理は全くなされておらず、申立人が病院にかかったのは、仕事中大腿骨を骨折した際と右踝を骨折した際の 2 回のみである。また、いずれも退院後の通院はしていない。

(3) ■■■牧場における過酷な労働（疎甲2号証）

ア 申立人は、■■■牧場が牧場を経営していた頃は、明け方に起床し、明け方から日没まで、牛の餌やり等の世話や、農作業などの仕事を行っていた。

これらの業務に休みはなく、日曜日も盆も正月も関係なく働いていた。

イ 2016（平成28）年頃に酪農部門が閉鎖となつてからは、雨の日は休みとなったが、それ以外の労働条件は基本的に同様であった。

(4) 亡■■■及び申立外■■■らによる金銭搾取

ア 上述のとおり、申立人は、障害基礎年金（1級）を受給しており、道央農業協同組合千歳支店の申立人名義の口座に入金されていた。

イ しかし、申立人の上記口座は、申立人が■■■牧場で生活していた全期間において、亡■■■及び申立外■■■らが管理していた。

2003（平成15）年4月23日以降の上記口座の出入金の状況は別紙出入金一覧のとおりであり、偶数月に16万円余りの年金が入金されると、ほぼ全額が引き出されている状況であった。

2003（平成15）年4月23日以降、上記口座から引き出された金額は、1031万2000円にのぼる（疎甲6号証）。

ウ 一方で、申立人は亡■■■らから年金として送金された金員を受け取ることはなかった。

また、申立人は、上述のとおり過酷な労働を強いられていたにも拘わらず、給与は支給されていなかった。申立人は、買物に行くときに、1800円から2000円程度のお小遣いを受け取る程度であった（疎甲2号証）。

(5) ■■■牧場における障害者虐待

上述のとおり、■■■牧場における生活環境は極めて劣悪であるうえ、無給で過酷な労働を強いるものである。

そして、使用者である亡●●●及び申立外●●●が申立人に対して給与を支払わないばかりか、金銭管理名目で通帳を預り、申立人に無断で年金を引き出して費消した行為は経済的虐待（障害者虐待防止法2条6項1号）に該当する。また、申立人を劣悪な生活環境に置き、不衛生かつ不健康な生活を強いた行為はネグレクト（同法2条6項）に該当する。

### 3 相手方による虐待の把握

相手方は、2016年に●●●牧場の牧場部門が経営破綻した際、●●●牧場から申立人ら知的障害者の移行先の相談を受け、2016年7月に恵庭市障害者総合支援センター「e-ふらっと」にグループホームの空き情報について照会を行った。

さらに、2017年1月には、「e-ふらっと」に対して申立人らの●●●牧場における生活状況、及び申立人及び申立外●●●らの年齢等の情報提供が行われ、同年2月には「e-ふらっと」の職員が相手方障がい福祉課職員に同行して●●●牧場を訪問し、申立人らの生活環境について現認した（疎甲7号証）。

以上の経過からすると、相手方は、遅くとも2017年1月には、申立人を含む●●●牧場で働く知的障害者の劣悪な生活環境（ネグレクト）を認識していたものである。

加えて、住み込みで働く知的障害者に対する使用者虐待事例の多くが金銭搾取を伴うものであること、生活環境が極めて劣悪であること及び●●●牧場の牧場部門が経営破綻している事実等から、相手方は、金銭搾取の危険が高いことを認識し、又は当然認識すべき状況であった。

### 4 申立人及び申立外●●●らの●●●牧場からの退去

2017年2月以降も申立人及び申立外●●●らは、引き続き●●●牧場での生活を送っていた。

令和3年12月、申立外●●●から「e-ふらっと」に対し、高齢となったため、申立人らを引き受け続けることが難しくなった旨の相

談を契機に申立人らの転居先の調整が進められた。

その結果、申立人は、令和4年8月11日に■■■■牧場を退去し、現在居住するグループホームに転居した。なお、申立外■■■■らも同時期に■■■■牧場を退去してグループホームに転居した。

## 5 相手方の責任

### (1) 使用者虐待における市町村の義務

ア 障害者虐待防止法は、「国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、（・・・中略・・・）相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない」とし（6条1項）、地方公共団体に対して障害者虐待の早期発見の努力義務を規定している。

イ そして、使用者虐待における市町村の義務に関し、通報又は届け出を受けた場合に、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、事業所の所在地の都道府県に通知しなければならないと規定する（23条）

市町村が都道府県に通知すべき事項は、以下の6点である（障害者虐待防止法施行規則4条）。

- ①事業所の名称、所在地、業種及び規模
- ②被虐待者の氏名、性別、年齢、障がいの種類、障害程度区分その他の心身の状況および雇用形態
- ③使用者による虐待の種別、内容および発生要因
- ④使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日および被虐待者との関係
- ⑤市町村が行った対応、及び⑥使用者による虐待が行われた事業所において改善措置がとられている場合にはその内容

ウ そして、市町村が上記報告を行う当然の前提として、市町村には上記事項に関する調査義務を負う。

- (2) 相手方は、■■■■牧場において、住み込みで働く申立人ら知的障害者の劣悪な生活環境（ネグレクト）の事実を現認し、かつ、経済的

虐待を疑わせる事情を把握したのであるから、牧場主だった亡[ ]  
[ ]に対して、申立人らの通帳の管理状況等について説明を求める  
などして速やかに経済的虐待の事実について調査を行ったうえで、  
北海道に通知を行う義務があった。

2017年1月の時点で、相手方は[ ]牧場における申立人ら知的  
障害者の生活状況を把握していたうえ、同年2月には「e-ふらっ  
と」職員に同行して[ ]牧場を訪問しているのだから、この際に金  
銭管理の状況に関する調査を行ったうえ、どんなに遅くとも同年2  
月末日までには北海道に対する通知を行うべき義務を負っていたも  
のである。

(3) にも拘わらず、相手方は経済的虐待の疑いに関する調査を一切行  
わず虐待を放置し、北海道に対する使用者虐待の通知を行わなかつ  
た。

その結果、本件に関して虐待対応が行われることはないまま5年  
が経過し、申立人は、2022年8月に至ってようやく虐待から救  
出されたものである。

相手方が[ ]牧場における使用者虐待を認識していたにも拘わら  
ず、障害者虐待防止法24条に基づく調査及び北海道に対する通知  
義務を怠ったことは明らかに職務懈怠であり、国家賠償法上も違法  
である。

### 第3 保全の必要性

申立人は、相手方に対して、虐待防止法上の対応義務を怠ったこと  
を理由とする国家賠償請求の準備中である。

申立ての趣旨記載の各書面は、相手方による虐待の認識時期及び対  
応を明らかにする資料であり、相手方の責任を明らかにするために不  
可欠な資料である。

本申立てに先立ち、相手方に対して2016年当時の[ ]牧場にお  
ける知的障害者の生活実態等の調査結果の開示請求を行ったところ、

保存期間経過を理由に「不存在」との回答であった（疎甲8証）。

したがって、現時点において、客観的に相手方による虐待の認識時期を証明するための書類は、申立ての趣旨記載の各書面しか現存していない。

一方で、2016年から既に7年が経過している。障害者相談支援事業に関しては、計画相談、地域移行支援及び地域定着支援について各記録の保存期間が5年と定められており（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」〔平成二十四年厚生労働省令第二十七号〕第38条2項、同45条、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」〔平成二十四年厚生労働省令第二十八号〕第30条2項）、これらの保存期間の定めからすると、一般相談支援に関する記録も5年の経過によって廃棄される危険性が高い。

加えて、「e-ふらっと」は相手方と別組織であるが、相手方から相談支援事業の委託を受けている立場であり、申立ての趣旨記載の各書面は委託事業に関して作成された書類である。

そのため、相手方から書類の保存期間経過等を理由に廃棄を指示されるなどした場合、「e-ふらっと」がこれに抵抗することは困難と言わざるを得ない。

以上のとおり、申立の趣旨記載の各書面を提訴前に保全しておかなければ、これを廃棄されてしまう危険性が高く、その場合に相手方の責任追及は極めて困難となるものである。

以上から、申立人は、本件文書の保全をするため、本件申立に及んだ次第である。

以 上